

令和2年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：生産局畜産部食肉鶏卵課食肉需給対策室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）	<品名> 生鮮・冷蔵牛肉及び冷凍牛肉 <制度名> 生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置
改正要望の内容	○ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第2項、第7条の5 ○ 具体的な改正内容 「平成32年3月31日まで」又は「平成31年度まで」とされているものを1年間延長する。

税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
020110	000	【生鮮・冷蔵牛肉】 枝肉及び半丸枝肉								
020120	000	その他の骨付き肉								
020130	010	骨付きでない肉（ロインのもの）								
020130	020	骨付きでない肉（かた、うで及び もものもの）								
020130	030	骨付きでない肉（ばらのもの）								
020130	090	骨付きでない肉（その他のもの）								
		【冷凍牛肉】	50%	38.5%		50%	38.5%	50%		
020210	000	枝肉及び半丸枝肉								
020220	000	その他の骨付き肉								
020230	010	骨付きでない肉（ロインのもの）								
020230	020	骨付きでない肉（かた、うで及び もものもの）								
020230	030	骨付きでない肉（ばらのもの）								
020230	090	骨付きでない肉（その他のもの）								

改正要望内容の 施行期日及び適用期間	○ 施行期日 令和2年4月1日 ○ 適用期間 令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況	① 現状 我が国は土地利用面で制約が大きく、主要な輸出国である米国、豪州と比べて生産条件が著しく不利であり、競争力確保のために規模拡大等の構造改革を鋭意進めている。中でも、比較的脂肪交雑が入りやすい和牛や和牛交雑種については、品質的には輸入品とある程度の棲み分けができてきているものの、ホルスタイン種等の乳用種の牛肉は品質、価格ともに輸入牛肉と厳しい競合関係にある。 ② 問題点 安価な牛肉が大量に輸入されることにより、これまでの構造改革の成果が損なわれ、消費者への安定的な国産牛肉の供給に支障をきたすこととなる。
改正の必要性と目的達成の見通し	① 改正の方向性 牛肉については、内外価格差があり、生産性の向上など国内生産の構造改革を進めているところである。このような中、安価な牛肉の大量輸入により、それまでの構造改革の成果が損なわれることなく、これを推進していくためには、WTO農業交渉の結果により変更等があり得ることも考慮すると、一定の国境措置を暫定措置として確保することが不可欠である。 ② 改正目的達成予定時期 当該暫定措置については、国内の構造改革が進み、十分な国際競争力が確保されるまでの間、延長を図る必要がある。
改正の効果と妥当性	① 改正によって期待される効果 安価な輸入牛肉の大量輸入による国内生産への影響を緩和することにより、国内の構造改革が推進され、国産牛肉の安定供給が確保される。 〔平成30年度における適用実績（「減税額」は試算値）〕 ・ 輸入実績：62万トン、350,463百万円 ・ 減税額：393,985百万円×（協定税率50%－暫定税率38.5%）＝45,308百万円 ※減税額は、日豪EPA、TPP11、日EU・EPAに係る税率及び日メキシコEPA、日チリEPAに係る一次税率分を除いた額。 ② 改正によって生じうる影響 特になし ③ 改正の妥当性 内外価格差が存在する中で、安価な牛肉の大量輸入が国内生産の構造改革に与える影響を緩和し、消費者に国産牛肉を安定的に供給していくため、現行の関税及び関税の緊急措置に代替しうる国内支持政策を実施するとなれば、追加的な社会的費用が発生することとなる。一定の国境措置を確保しつつ、生産性向上などの構造改革の取組を一体的に進めていくことが効率的である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 — ② 当該政策評価の結果と改正の関係 — ③ 政府方針と改正の関係

	<p>平成 26 年度策定の「食料・農業・農村基本計画」において、平成 37 年度における牛肉の生産努力目標を 52 万トンと設定しており、本措置は、この目標達成のために必要不可欠な国境措置となっている。</p> <p><b>④ 関連措置</b></p> <p>肉用子牛生産者補給金制度：</p> <p>「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、牛肉の輸入自由化による肉用子牛価格等へ及ぼす影響に対処するため、肉用子牛生産者に対し、再生産に必要な価格水準を基本として補給金を交付。</p> <p>肉用牛肥育経営安定特別対策事業：</p> <p>「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、肉用牛肥育経営の安定を図るため、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の 9 割を交付金として交付。</p>
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	<p>生鮮・冷蔵牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置制度は、平成 7 年度に導入され、現在まで延長されている。平成 13 年度以降、毎年度計 19 回の延長を行った。</p>
措置による効果	<p>牛肉の関税緊急措置は、直近では、冷凍牛肉に対し平成 29 年 8 月 1 日から 30 年 3 月 31 日まで発動された。その発動の効果については、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入量の抑制</li> </ul> <p>発動対象となった E P A 未締結国からの冷凍牛肉の輸入量については、発動前の平成 29 年 4～7 月の輸入量が対前年同期比 122.5%となったのに対し、発動後の平成 29 年 8 月～平成 30 年 3 月の輸入量は対前年同期比 81.2%と、伸び率が顕著に鈍化した。</p> <p>【29 年度の牛肉輸入量（冷凍：1 ヶ月平均）】</p> <p>発動前：29 年 4～7 月 57,534 トン（14,384 トン／月）</p> <p>→ 発動後：29 年 8～30 年 3 月 58,944 トン（7,368 トン／月）</p>